

政 委 第 4 0 号
平成 27 年 1 月 9 日

国立大学法人評価委員会
委員長 北 山 禎 介 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡 素 之

平成 25 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人
の業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、貴委員会から平成 26 年 11 月 5 日付けをもって通知の
あった「平成 25 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
(通知)」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知
します。

平成25年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人
の業務の実績に関する評価の結果についての意見

平成25年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の業務の実績に関して、貴委員会においては、国立大学法人等における業務運営の実態把握に精力的に取り組み評価を行っているが、今後の評価の実施に向けて、以下の点に留意して実施されたい。

第1 各法人における適正な業務運営の確保のための内部統制の充実・強化

国立大学法人等の内部統制に関する取組については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）による改正後の国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第2項において、業務方法書に、国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を記載しなければならないこととされたところである。

今後、貴委員会が国立大学法人等の業務の実績に関する評価を実施するに当たっては、これまでの国立大学法人等における様々な不適正事例の発生状況等を踏まえ、引き続き、国立大学法人等における適正な業務の実施を確保する観点から的確に評価を行う必要がある。

また、改正後の国立大学法人法の施行後は、国立大学法人等の業務方法書に記載された内部統制に関する事項についての取組状況を厳格に評価し、必要な改善を促すべきである。

第2 各法人における業務運営の適正化

1 研究費の管理等の適正化

研究機関における公的研究費の不正使用について、貴委員会では、国立大学法人等における発生防止のための体制やルールの整備状況、運用状況等についての的確に評価を実施しているとしている。しかしながら、不正使用の事例の発生は後を絶たず、文

部科学省においても、平成26年2月、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）が改正され、①不正を事前に防止するため、研究者及び事務職員のコンプライアンス教育の受講の義務化、②組織としての管理責任を明確化するため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「コンプライアンス推進責任者」の設置、③不正に係る調査の期限の設定（原則210日以内）や調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置の導入等が盛り込まれ、平成26年度から適用されることとなっている。

このため、今後の評価に当たっては、国立大学法人等における、改正後のガイドラインに沿った研究費の不正使用に係る調査体制・手続等を定めた規程、不正防止計画等の策定状況や同ガイドラインに盛り込まれた事項の実施状況、研究費の不正使用の事例の発生原因の分析及び改善措置の実施状況等について一層厳格な評価を行い、必要な改善を促すべきである。

2 研究活動における不正防止

研究活動における不正行為について、貴委員会では、国立大学法人等における発生防止のための体制やルールの整備状況、運用状況等についての的確に評価を実施しているとしている。しかしながら、新たな不正事案の発覚が後を絶たず、昨今の論文不正問題の発生は、社会的に大きな問題となったほか、学術研究全体に対する信頼を損ねる事態に至っている。このような状況を踏まえ、平成26年8月、文部科学省においても「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告）が改正され、①大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わること、②組織としての責任体制の確立による管理責任を明確化、③研究者倫理の向上のための研究倫理教育の実施等が盛り込まれ、平成27年度から適用されることとなっている。

貴委員会では、平成25年度評価において、改正後のガイドラインの考え方を踏まえ、研究活動における不正行為の事例について、国立大学法人等の組織としての管理体制に問題があるか否かを確認の上評価を行っているところであるが、平成26年度評価においても引き続き同様の視点から的確に評価を行うとともに、改正後のガイドライン

の適用後は、国立大学法人等における、同ガイドラインに沿った研究活動における不正行為に係る調査体制・手続等を定めた規程等の策定状況や同ガイドラインに盛り込まれた事項の実施状況、組織としての研究活動における不正行為の事例の発生原因の分析及び改善措置の実施状況等について一層厳格に評価を行い、必要な改善を促すべきである。

3 個人情報等の適切な管理

各法人の法令遵守及び危機管理体制については、貴委員会の平成25年度評価結果においては、25法人において個人情報等の不適切な管理の事例が発覚したことについて課題として指摘している。

しかしながら、上記25法人中12法人については、それらの事例が多発又は複数年連続で発生しているものとなっているほか、毎年度、新たな個人情報等の不適切な管理の事例が多数発覚している状況となっており、不適切な事例の発生防止に資する対応が必要である。

このため、今後の評価に当たっては、国立大学法人等における個人情報等の不適切な管理の事例の発生原因の分析及び改善措置の実施状況、発生防止のための国立大学法人等の職員一人一人の意識改革のための取組状況等について引き続き厳格な評価を行い、必要な改善を促すべきである。

また、それに加え、個人情報等の管理に関する改善事例について取りまとめて国立大学法人等にその内容が分かりやすいように情報提供するなどの実効性確保のための取組も行うべきである。

4 教員等個人宛て寄附金の適正な管理

教員等個人宛て寄附金については、国立大学法人等における寄附金の取扱いを定めた規則等により、法人への寄附として処理しなければならないこととされている。

貴委員会の平成25年度評価結果をみると、11法人において教員等個人宛て寄附金を法人への寄附として処理していない不適切な事例があったことについて課題として指摘している。

しかしながら、上記11法人のうち、貴委員会において平成25年度における発生事例を把握できたものは5法人のみで、残り6法人は平成24年度決算検査報告において会

計検査院から指摘を受けたものとなっており、発生事例の把握は十分とはなっていない。これは、評価に当たり、上記のような不適切な事例について、国立大学法人等に対する質問様式に個別に項目を設定して報告を求めることとしていないことなどによるものと考えられる。

このため、今後の評価に当たっては、上記のような不適切な事例について、網羅的にその発生原因の分析及び改善措置の実施状況の評価を行うことができるよう、国立大学法人等に報告を求める項目として個別に設定するなどにより、迅速かつ的確に把握すべきである。また、教員等に上記規則等を遵守させるためのコンプライアンスに関する取組状況、寄附元の機関等に上記規則等を周知徹底するための取組状況等についても厳格に評価を行い、必要な改善を促すべきである。

さらに、それに加え、教員等個人宛て寄附金の管理に関する改善事例について取りまとめて国立大学法人等にその内容が分かりやすいように情報提供するなどの実効性確保のための取組も行うべきである。